

大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定の変更について

令和元年10月1日付け令01原機（大安）025をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定の変更認可申請書について補正することを検討している。予定している補正の内容及び理由は以下のとおりである。

1. 補正の内容

第5編別表第24（原子炉停止中の本体施設等の巡視及び点検）について、「倒壊した冷却塔のがれき等の撤去の状況に応じた保安のための巡視及び点検を行う。」を「二次冷却系統の冷却塔については、倒壊した冷却塔周辺のがれき等の撤去状態、倒壊した冷却塔の解体・撤去状態、撤去後の基礎部のみとなった状態における保安のための巡視及び点検を行う。」に変更する。

2. 補正の理由

二次冷却系統の冷却塔倒壊に伴う、冷却塔の保安のための巡視及び点検を明確にするため。

以 上